

<質問事項>

1 「5 応募資格」

①「連合体」の解釈について教示願いたい。

NPO 法人、その他団体等から人的支援など得て協働で行うことを予定しているが、これが「連合体」に該当するか伺います。

(回答)

連合体については、複数の組織が対等な立場で木更津市市民活動支援センターの管理運営を行うことを目的の一つの団体として組織されるものです。単純な支援であれば不要と考えられますが、その程度によると思われしますので、前述等からご判断ください。

2 「9 公租公課の取扱い」

①「指定管理を行う施設を事業所として、市に法人市民税の届出を行うこと」とあるが、当法人は納税対象事業所になっていないことの証明書が必要か伺います。

また、固定資産税についても同様と思われそうですが、併せて伺います。

(回答)

納税対象事業所になっていない場合は、応募時にその旨の証明書を提出いただく必要はありませんが、事業所としての届出が不要であるかは、市の市民税課等へお問い合わせください。

3 「11 その他」

①施設の利用状況等について、

来館者数、会議室利用回数、同稼働率以外の次の資料入手方法について伺います。

i 有料使用料の状況

(回答)

昨年は1件で2,620円でした。

ii 人材育成等の研修会等の実施状況

(回答)

平成27年度は、市民活動応援コーディネーター事業を実施し、市民活動に知見のある講師による市民活動支援コーディネーター養成講座を全6回開催いたしました。

iii センター主催事業の実施状況

(回答)

上記に併せて、平成27年度に「きさらづみらいTALK」という事業を実施し、市民活動の啓発を行いました。

iv 登録団体の実活動状況(センターにおける使用状況等)

(回答)

登録団体と一般来館者を分けての集計は行っておりませんが、平成27年度は約3,700人の来館者数でした。また、会議室の稼働率は約30%となっております。なお、現在の登録団体は49団体が登録をしており、定期的に市民活動支援センターを利用して活動している団体は5～6団体となっております。

v その他同センターに関する、市議会、記事掲載等

(回答)

市議会の議事録及び記事掲載等については、木更津市ホームページからご覧いただけます。

②定期建物賃貸借契約に関する事項について

i 契約期間 2018年3月31日とありますが、指定管理期間は2020年3月31日となっております。次期以降の指定管理の有無と併せ、同契約との整合性について教示願います。

(回答)

定期建物賃貸借契約については、2018年3月31日までの契約となっておりますが、期間満了後は指定管理期間終了の2020年3月31日まで更に契約をする予定です。

ii 現地説明会で、契約対象エリアが拡大する見込みがある旨の説明がありましたが、その場合、契約変更等生じることになりますか。

(回答)

管理対象エリアの拡大については、指定管理者と協議を行った上で実施することとなりますが、その場合は変更協定等を締結します。

iii 使用制限について

「近隣環境にも配慮しながら・・・」とありますが、例えば、歌舞音曲等の団体への貸し出しに、使用制限等を行う必要の有無について教示願います。

(回答)

歌舞音曲に限らず、近隣環境に影響をおよぼす恐れ（歌舞音曲であれば音量など）があるものについては、木更津市市民活動支援センター第14条第2項に則り、使用許可の制限を行うこととなります。

iv 町会費等、指定管理者として支出する経費等の有無を伺います。

(回答)

町会費等についての経費は見込んでおりません。

4 条例第28条に、木更津市市民活動支援センター運営協議会の設置が規定されていますが、指定管理者との関わりについてお聞きします。

i 市が設置した運営委員会への関わりについて、以下の項目について具体的に教示願います。

条例第28条第5項で、「必要な事項は、規則で定める。」となっておりますが、委員会への出席、資料作成・提出、改善計画等で委員による現地調査、ヒアリング等の有無など。

(回答)

木更津市市民活動支援センター管理運営規則第19条により、協議会の庶務は市民活動支援課において処理することとなりますので、運営協議会の出席等についても必要に応じて協議させていただきます。

5 同規則第12条第1項第3号に利用料金の減免について、「指定管理者が公益上特に必要があると認める場合 指定管理者が定める額」とありますが、指定管理者側からは、利用料金制を有効に活用するため、これを定めないことにすることは可能ですか。

(回答)

定めないことも可能です。ただし、今後、必要に応じて木更津市と協議のうえ、規定することも想定されます。

6 条例第21条・22条(物品販売等許可)により、センターの登録団体は、許可を得て物品販売等を行うことができるとしているが、指定管理者が許可を行うにあたって許可条件等の基準等があればお示し願います。

(回答)

木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例第2条等に基づき、判断をしてください。

7 開館時間、休館日について（仕様書4、5）

「市長が必要と認めるときは、・・・変更することができる」となっているが、開館時間の延長等により、新たな経費が生じた場合の負担は？

⇒ 費用等分担表の「運営費の増大」により、市負担でよいか。

（回答）

開館時間の変更により生じた経費については、指定管理者と木更津市が指定管理開始前に協議のうえ決定いたします。

8 指定管理業務に関する経費について（仕様書7）

① 指定管理料 41,833 千円は、消費税率 10%で算定しており、今後引き上げ時期が変更になったときには、加減するとしているが、対象経費は、人件費を除くすべての経費と考えてよいですか。（※2019年10月までに再延期）

8%の現行税率に変更がない場合、減額となる差額は明らかにしていただけますか。

指定管理料に含まれる経費

i 人件費

ii 消耗品

iii 修繕費（単年度当たり 10 万円）

iv 印刷製本費

v 光熱水費

vi 通信運搬費

vii 委託料

viii 賃借料（建物、土地を除く）

ix 自主事業に係る経費等

（回答）

対象経費は人件費を含めた全額となります。また、現行税率に変更がない場合には指定管理料上限額 41,833,000 円より 760,600 円減額となります。

②別表3の管理物品（備品）使用にあたって、指定管理料の変動や制約等ありますか。

（回答）

基本的に必要となる物品で、備品等残存するものは市で購入し、消耗するものは指定管理者に購入していただきます。その使用にあたって指定管理料を変動することはありません。また必要なものについて制約もありません。

9 予算等について（仕様書8）

①「経理規程を策定し、・・・」とあるが、既存経理規程で対応可能ですか。

(回答)

経理規程については、指定管理者が作成するものとなりますが、内容によっては既存の経理規程でも対応可能な場合はあると思われます。

10 利用料金について（仕様書9）

①利用料金の額は、条例で「定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める・・・」とあるが、条例で規定する額であれば協議は不要か。

(回答)

条例で規定する額であっても協議は必要となります。

②利用料金徴収に係る事務手続きに制約等がありますか。

仕様書10 指定管理者が行う業務内容等の「(4)利用料金に係る業務」

(回答)

木更津市財務規則及び木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例、木更津市市民活動支援センター管理運営規則等の関係法令に則り、徴収事務等を行ってください。

11 指定管理者が行う業務内容等（仕様書10）

(1) 管理運営業務を実施するにあたっての遵守事項

①施設の管理運営に係る規程を定めるにあたって市との協議の時期は？

(回答)

募集要項8に記載の木更津市議会の議決後、市が指定管理者として指定した後に協定を締結することとなりますので、その後に協議を実施することとなります。なお、指定管理の準備期間を考慮し、指定期間が開始される前に協定を締結する予定です。

②オ.カ.キ で、「自主事業を積極的に計画し、実施するよう努める」「利用者等の要望を反映させる」「市民活動団体等間の交流等に考慮し、連携及び促進を図る」とあるが、市が想定する具体的内容があれば教示願いたい。

(回答)

市が指定管理者を導入する目的の一つですので、木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例及び管理運営規則、募集要項等から施設の設置目的等を達成するために必要と思われる自主事業のご検討をお願いします。

(2) 施設の管理運営に関すること。

①職員等の配置に関すること。

職員配置 昼間：所長 1、支援員 1 の 2 名体制

夜間：支援員 1 名の 1 名体制 で可能か

夜間について、シルバー人材センターとの業務委託は可能か

(回答)

仕様書のとおりとなりますが、夜間の施設管理の対応がシルバー人材センターへの委託で可能と判断されるようであれば、計画書に記載をお願いします。

(5) 使用の制限に関する事項

①規則第 7 条「使用者の範囲」で規定する「法人」の範囲は？

(回答)

民法第 33 条以降に規定される法人となります。

(6) 管理運営等に関する諸報告に関すること。

①事業報告書において、「施設管理、自主事業に関し、その達成率を表示し、目標を達成できなかった場合にはその理由を明記する。」とあるが、市直営で行っている現在の実施状況（達成率あるいは課題等）について開示できますか。

(回答)

現在、市が実施している事業については、ヘルプデスクの設置等になりますが、市民活動支援センターの利用率については予約の空きがありますので、更なる利用率の向上を目指しております。

(7) 自主事業に関すること

①自主事業の実施方法等について伺います。

「ア 自主事業について木更津市へ提案し、・・・」とありますが、自主事業実施計画に基づき行うもの以外に市へ提案するということか、伺います。

また、実施にあたって、市(運営委員会?)との関わり関係について伺います。

(回答)

応募の時点で予定される自主事業がありましたら、自主事業実施計画に記載をお願いします。なお、指定管理開始後であっても、必要な自主事業が考えられる場合は市と協議をお願いします。

いします。市（運営委員会）との関わりについてですが、運営協議会は、木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例第28条にも記載のとおりとなりますので、必要に応じて、運営協議会にて調査審議をする場合も想定されます。

②留意事項の中で、「参加者から参加料等徴収する場合、公の施設であることを考慮の上、適正な料金の設定を行う」とありますが、適正な範囲の基準等あれば教示いただきたい。

（回答）

基準はありません。ただし、木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例第2条に記載のとおり、営利を目的として創設された施設ではないことを考慮のうえ、適正な料金設定をご検討ください。

（8）情報収集提供業務等に関すること

①アからカまで列記されているが、いつの時点までに行わなければならないか。

また、機関紙の発行、ホームページの管理及び更新は、今後整備を図ることを前提に、当面、既存の継承は可能か。

（回答）

具体的な時期等については、市と指定管理者で協定を締結した後、順次、協議を進めていく予定です。また、ホームページの管理及び更新については、現在は委託している業務となりますので、契約先との協議となります。

（10）施設及びその附属設備等の維持管理をすること。

①①で示されている項目について、指定管理が行うべき範囲を教示いただきたい。

できれば、現在行っている状況について教示いただきたい。

（回答）

指定管理者が行うべき範囲については、募集要項及び仕様書に記載のとおりとなりますが、不具合等があった場合には木更津市との協議になります。なお、附属設備として現在行っているものは植栽管理程度となっております。

1 2 保険の加入に関すること。（仕様書 11）

①市が加入する保険の内容(保障が対象外、限度額の設定を超える事態等の詳細が知りたいので、)について書面により教示願いたい。

（回答）

「平成28年度全国市長会市民総合賠償補償保険の手引き」の抜粋を添付しますので、そちらをご確認ください。

1.3 その他木更津市市民活動支援センターの管理運営に必要な事項（仕様書12）

①個人情報に関する協定、及び情報公開に関する規程等の整備を行うべき時期は？

（回答）

市と指定管理者で協定を締結した後となります。

1.4 緊急時等の対策（仕様書13）

①避難所開設時における指定管理者が行うべき範囲について

職員を配置する必要の有無など、職員体制について教示願いたい。また、経費負担について「著しく増加の場合について・・・」とは？

（回答）

避難所開設時には市民活動支援課職員が常駐し対応しますが、指定管理者に対し指定管理業務に支障をきたさない範囲で応援を要請する場合があります。また、その際の経費については基本的に指定管理者の負担となりますが、何日にもわたって開設されている場合には木更津市の負担となります。

②災害対策及び防犯マニュアルの作成はいつまでに行うべきか。

（回答）

市と指定管理者で協定を締結した後から指定管理の開始前までになります。

1.5 管理運営業務に係る修繕費用（仕様書14）

①小破修繕費を含め、管理料の各該当経費について、年度精算があるのか教示願いたい。

（回答）

管理料の年度精算はありません。

②小破修繕費は、1件10万円未満であれば、年間で10万円を超える場合でも、すべて指定管理者負担となるのか教示願います。（施設の老朽化に伴う考慮等について）

（回答）

修繕費については、単年度の限度が10万円までの負担となります。年間で10万円を超える場合は木更津市の負担となります。

1件10万円未満の小破修繕については指定管理者の負担となります。年間で10万円を超える場合も指定管理者に負担していただきます。

16 物品の帰属等（仕様書17）

①物品等の出納簿、及び重要物品は、現行の台帳を引き継ぐということでよいか。

（回答）

木更津市財務規則の規定に基づき、現行の台帳を引き継ぎ、管理していただきます。

17 備品物品及び消耗品等（仕様書18）

①備品一覧の備品について、使用による消耗で使用不能となった場合は、市より補充されるということでよいか。

（回答）

「備品一覧」の備品は木更津市が補充いたしますが、消耗品については指定管理者の負担となります。

18 行政財産の使用許可について（仕様書19）

①施設内に、指定管理者が新たに自販機等設置(増設)すること可能か教示願います。

（回答）

増設については市民活動支援課との協議となりますが、現時点では増設は想定していません。

19 業務の再委託（仕様書20）

①「包括的な業務」の範囲について教示ねがいたい。

（回答）

包括的な業務の範囲としては、使用の許可や管理運営そのものを含めた全般的な業務を指します。再委託できる業務としては清掃など維持管理等にかかる個別の業務が想定されません。

20 モニタリング（仕様書22）

①第三者によるモニタリングについて、「原則として・・・」とあるが、市の関与により最終年度に実施すると解釈してよいか。

(回答)

木更津市と協議のうえ、実施時期を決めて指定管理者に実施していただきます。時期は最終年度に特定するものではありません。

2 1 現地見学会時に口頭で説明がありましたが、施設の通信環境（回線本数、契約種別・プラン）について改めて御教示ください。

(回答)

インターネット回線 1 本

フレッツ光

電話回線 1 本（複数チャンネル使用）

ひかり電話オフィスA

2 2 収支計画作成上、必要となりますので、これまでの収入及び支出の実績について、御教示ください（光熱水費含む）

(回答)

平成 2 7 年度支出実績については、次のとおり

支出		収入	
賃金	1,217,000 円	会議室及びメール	
報償金	76,000 円	ボックス使用料	7,620 円
消耗品費	116,000 円	複写機使用料	31,325 円
印刷製本費	183,000 円		
光熱水費	517,000 円		
通信運搬費	138,000 円		
委託料	2,094,000 円		
賃借料	216,000 円		
計	4,557,000 円	計	38,945 円

※なお、木更津市市民活動支援センターが開館したのは、平成 2 7 年 1 0 月 1 日からである。

また、上記については木更津市市民活動支援センターの家賃は含まれない。

2 3 コピー機及び印刷機の料金収入は、利用料金収入として計上してよろしいですか。

(回答)

指定管理者の収入となります。

24 現在の委託業務について、契約先及び金額を御教示ください

(回答)

業務名	委託先	委託金額
市民活動支援センターホームページ保守管理業務委託	特定非営利活動法人 木更C o N	596,160 円
市民活動支援センター清掃業務委託	株式会社葵商事	857,520 円
木更津市市民活動支援センター夜間管理業務委託	公益社団法人 シルバー人材センター	1,369,062 円
木更津市市民活動コーディネーター業務委託料	株式会社S t u d i o - L	2,478,600 円

25 応募書類の編冊方法について、募集要項(別紙)の応募書類一覧の順にファイル等に綴じて提出するとの理解でよろしいでしょうか。

(回答)

そのとおりです。

26 国税に関する納税証明書は、「未納がない」旨の表記がある証明書(その3の3)の提出でよろしいでしょうか。

(回答)

そのとおりです。

27 仕様書(別表3)に記載の管理物品(備品)は、全て指定管理者に引き継がれるとの理解でよろしいでしょうか。

(回答)

そのとおりです。なお、指定管理終了後は、次の指定管理者または市に引き継いでいただきます。

28 施設で管理する駐車場(15台)は、全て利用者向けのもの(施設職員は使用できない)との理解でよろしいでしょうか。

(回答)

そのとおりです。

29 平成27年10月～直近までの登録団体以外の月別の利用者数及び会議室利用料収

入を開示願います

(回答)

当センターの利用者数の集計については、登録団体の方で利用する人や、登録団体が主催するイベント等に参加する来館者数も含めております。したがって、登録団体以外の利用者数と特定して集計は行っておりません。

また、月別の会議室利用料収入については、平成28年3月に2,620円、平成28年4月に5,670円、平成28年5月に23,300円、平成28年6月に2,620円となります。

なお、利用料金の内訳については、市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例別表(第15条)を参考にしてください。

30 平成27年10月～直近までの月別の光熱水費を開示願います

(回答)

次のとおり開示いたします。

① 平成27年度電気料金

10月	11月	12月	1月	2月	3月
43,032円	65,032円	65,321円	84,385円	129,849円	124,139円

② 平成27年度水道料金

11月、12月分…1,585円 1月、2月分…3,451円

③ 平成28年度電気料金

4月	5月	6月	7月
110,917円	88,209円	81,156円	89,933円

④ 平成28年度水道料金

3月、4月分…1,917円 5月、6月分…1,704円 7月、8月分…2,701円

31 様式5の収支計画書につきまして、収支計画書を作成するにあたり、平成27年10月～直近までの月別の支出内訳を開示願います。

(回答)

① 臨時職員賃金

平成27年度

10月	11月	12月	1月	2月	3月
203,050円	203,050円	209,000円	202,600円	189,800円	209,600円

平成28年度

4月	5月	6月	7月
207,350円	214,500円	214,500円	228,800円

②消耗品費

平成 27 年度

10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
3,362 円	0 円	0 円	26,653 円	0 円	0 円

平成 28 年度

4 月	5 月	6 月	7 月
0 円	43,496 円	12,862 円	1,920 円

3 2 平成 2 7 年 1 0 月～直近までの月別の通信運搬費（電話・FAX 代、備わっているインターネット接続費等）の詳細を開示願います。

（回答）

次のとおり開示いたします。

① 平成 27 年度通信運搬費

9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
74,596 円	9,883 円	11,023 円	10,634 円	10,513 円	10,658 円	10,776 円

② 平成 28 年度通信運搬費

4 月	5 月	6 月	7 月
10,511 円	10,739 円	10,395 円	10,678 円

3 3 現在委託されている業務につきまして、委託業務、委託先、委託金額を開示願います。

（回答）

業務名	委託先	委託金額
市民活動支援センターホームページ保守管理業務委託	特定非営利活動法人 木更 C o N	596,160 円
市民活動支援センター清掃業務委託	株式会社葵商事	857,520 円
木更津市市民活動支援センター夜間管理業務委託	公益社団法人 シルバー人材センター	1,369,062 円
木更津市市民活動コーディネーター業務委託料	株式会社 S t u d i o - L	2,478,600 円

3 4 ホームページ管理の委託先、委託金額を開示願います。

(回答)

33のとおりです。

35 定期建物賃貸借契約書第14条2における費用負担において、指定管理者が負担する費用があればご教示願います。

(回答)

定期建物賃貸借契約書第14条2 抜粋

- ① 乙の所有資産および保管物品ならびに乙の要請により甲が施した造作物に係わる火災保険料および損害保険料…火災保険については指定管理者負担。また、損害保険については、市で施設の事故等に備え、加入しています。詳しくは仕様書P.7をご確認いただき、指定管理者が当保険の内容で十分と判断した場合においては、加入の必要はありません。
- ② 水道光熱費・通信費・動力費・燃料費等、乙の業務遂行上の費用…指定管理者負担
- ③ 清掃・警備に係わる費用…指定管理者負担
- ④ 乙が施した造作物等、乙の所有資産および乙の要請により甲が施した造作物等に係わる修繕費用…指定管理者負担
- ⑤ 乙または乙の使用人・顧客・出入業者等の関係者の責に帰すべき事由により本物件を損傷したときの修繕費用…指定管理者負担
- ⑥ 内壁の塗装・クロス、床タイル、電球、その他本物件の使用から通常生じる営繕費用…指定管理者負担
- ⑦ 町会費・衛生費等、地域住民としての費用…指定管理者負担
- ⑧ その他、上記条項に準じて契約上乙が負担すべき費用…指定管理者負担

36 提出する収支計画書につきまして、応募書類一覧では29年度は8%、30、31年度は10%の消費税にと記載がございますが、様式5のデータ内には10%を基に計算してくださいと注意書きがございます。どちらを基に提出すれば良いでしょうか。

(回答)

10%を基に提出をお願いします。

37 仕様書3ページに記載のある指定管理料につきまして、賃借料と記載がございますが、現行から指定管理者に引き継ぐ賃借料がございましたらご教示ください。

(回答)

指定管理者に引き継ぐ賃借料は次のとおりです。

- ① 市民活動支援センター課金対応式複写機（コピー機）賃借料
- ② 課金式デジタル印刷機賃借料

なお、建物及び土地の賃借料は木更津市の負担になります。

38 印刷室にございますコピー機及び印刷機が備品一覧表に入っておりませんが、こちらは備品としての扱いではないのでしょうか。また、備品でなくリース物件でありましたら、その契約金額及び契約内容をご教示願います。

(回答)

コピー機及び印刷機においてはリース物件となります。

① コピー機の契約金額及び契約内容

契約金額：月額 22,464円（消費税及び地方消費税含む）

賃貸借期間：平成27年10月1日から平成32年9月30日

型番：imagic MPC4503SPF

② 印刷機の契約金額及び契約内容

契約金額：月額 金13,500円（消費税及び地方消費税含む）

賃貸借期間：平成27年10月1日から平成32年9月30日

型番：リソグラフ SD5630

39 備品にございますプリンター、電話及びFAXの型番をご教示ください。

(回答)

① プリンター…Canon PIXUS iP2700（1台）

② 電話…TFEK34W（2台）、JD-KS110（1台）、JD-KS06（1台）

③ FAX…MFC-8380DN（1台）

40 現在廃棄物の処理はどのように行われているかをご教示ください。

(回答)

廃棄物の処理については、建物所有者の処理となっております。

41 印刷製本費と記載がございますが、管理運営上必要となる印刷物にはどのような物がございますでしょうか。

(回答)

当センターの団体登録申請書、使用許可申請書等や当センターのパンフレット等です。また、コピー機のパフォーマンスチャージ代（※）があります。

※平成27年10月～直近までの月別のパフォーマンスチャージ代は次のとおりです。

平成27年度

10月	11月+12月	1月	2月	3月
54,374円	89,370円	12,960円	12,960円	12,960円

平成28年度

4月	5月	6月	7月
12,960円	12,960円	12,960円	23,438円

4 2 木更津市にて管理されます自動販売機の電気量は指定管理者の負担となりますでしょうか。

(回答)

指定管理者の負担になります。

4 3 運営が開始されてからこれまでに大きな修繕がございましたらその詳細をご教示ください。

(回答)

修繕等はありません。